

(介護予防) 居宅療養管理指導 重要事項説明書

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	佐瀬総合診療所
事業所番号	0415313220
事業所所在地	宮城県仙台市若林区荒町 20
連絡先 相談担当者名	TEL : 022-395-5215 FAX : 022-395-5216 院長 佐瀬 友彦
事業所の通常の 事業の実施地域	当事業所より半径 3km 内

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	当事業所は、利用者が要介護状態又は要支援状態となった場合においても、療養上の管理及び指導を行うことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。
運営の方針	1. 当事業所の指定居宅療養管理指導は、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態になることの予防になるよう、適切にサービスを提供する。 2. 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族からの介護に関する相談に親切丁寧に行う事を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上の必要な事項について、理解しやすいように指導又は助言を行う。 3. 指定居宅療養管理指導の実施に当たっては、居宅介護支援事業者その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めるとともに、関係市区町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。 4. 自らその提供する指定居宅療養管理指導の質の高い評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	日曜日～木曜日（金土曜日及び祝日は休診日）
営業時間	9:00～12:00 14:00～18:00

(4) 職員体制

職種	医師	看護師	医療アシスタント
員数	1名	2名	2名

(5) 費用（居宅療養管理指導費）について

区分	利用者の区分	単位	1割負担
居宅介護支援費（Ⅰ） *「在宅時医学総合管理料」 を算定していない場合	単一建物に1名	515 単位/回	515 円/回
	単一建物に2～9名	487 単位/回	487 円/回
	単一建物に10名以上	446 単位/回	446 円/回
居宅介護支援費（Ⅱ） *「在宅時医学総合管理料」 を算定している場合	単一建物に1名	299 単位/回	299 円/回
	単一建物に2～9名	287 単位/回	287 円/回
	単一建物に10名以上	260 単位/回	260 円/回

*1ヶ月に2回を上限とし、介護保険の居宅療養管理指導費の1割～3割が利用者の負担額となります（上表は介護保険1割負担の方に月1回の居宅療養管理指導を行った場合です）。

*交通費：居宅療養管理指導の提供に要する交通費は徴収していません。

(6) 支払い方法

当院で診察させていただいている患者様は、診療費と共にご請求させていただきます。毎月10日前後に前月分の請求書（ハガキ）を郵送させていただき、16日に前月分の口座振替となります（契約時に口座振替用紙にご記入をお願いいたします）。

*契約時期や印鑑相違（不鮮明）などによっては、2～3ヶ月分をまとめてお引き落としになることがある旨ご了承をお願いいたします。

(7) 居宅介護支援の提供にあたって

- (1) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

(8) 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<ul style="list-style-type: none">① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	<ul style="list-style-type: none">① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

(9) サービス提供に関する相談、苦情について

当事業所相談窓口

- ・ 窓口責任者 院長 佐瀬 友彦
- ・ ご利用時間 日曜日～月曜日 9:00～12:00 14:00～18:00
- ・ ご利用方法 電話 022-395-5215

(10) 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

事業者は利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。